

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づくマンション管理士登録
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 30 条第 1 項及び第 36 条第 1 項)

(1) 指定・登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

(第 38 条において準用する第 11 条第 3 項及び第 4 項)

第 11 条

- 3 国土交通大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしているときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 国土交通大臣は、第 2 項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。
- 一 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 34 条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 その行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者であること。
 - 四 法第 38 条において準用する第 24 条の規定により指定を取り消され、その取消の日から 2 年を経過しない者であること。
 - 五 その役員のうち三及び法第 38 条において準用する法第 13 条第 2 項の規定による命令により解任され、その解任の日から 2 年を経過しない者があること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 マンション管理センター
指定・登録時期 : 平成 13 年 8 月 10 日
法人の連絡先 : 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5
指定・登録の理由 : 他に申請者がなく、指定基準に合致していたため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

登録手数料 4,250円
積算根拠 4,113円(人件費)+147円(物件費)
≒4,250円